

## 中田都市農業交流センター市民農園使用規約

### (目的)

第1条 この規約は、使用者同士が協力し、野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、美しい農園の保全を図り、適切な管理を行い農業に対する理解を深め、ルールを守りより良い農園にすることを目的とする。

### (使用者の資格)

第2条 農園の利用者は、次の条件を満たす者とする。

- 1 地域住民と交流を積極的にもてる者。
- 2 充実した農園を目指す意志のある者。
- 3 本規約等を遵守できる者。

### (使用の手続き)

第3条 使用希望者は、管理者に農園の使用を希望する旨を申し出たうえで、所定の施設使用許可申請書(様式第1号(その2))に必要事項を記入し、所定の利用料金を添えて申請するものとする。

### (使用期間と時間)

#### 第4条

- 1 使用期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。
- 2 農園を継続して使用したい場合は、別に管理者が指定する期日までに更新の手続きをしたうえで、1年を単位として、最長5年間使用できるものとする。
- 3 4月2日以降から使用する場合は、使用開始日から翌年の3月31日までを使用期間とする。この場合、使用申請及び使用開始は12月28日までとし、以後翌年の3月31日まで使用申請は出来ないものとする。
- 4 使用時間は、4月から9月までは、7時から18時まで、10月から3月までは、8時から17時までとする。
- 5 事務所のある地域農業活動拠点施設(管理棟)の休館日は、月曜日(祝日の場合は翌日)及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)とする。

### (農園の使用と環境保全)

#### 第5条

- 1 農園における作物の栽培は自家消費のものに限定する。
- 2 永年性の樹木、作物を栽培してはならない。
- 3 良好な環境を保全するため騒音や悪臭の防止に努めなければならない。
- 4 他区画に迷惑をかける管理状況とならないよう努めなければならない。

### (農園等の改修)

第6条 建築物や工作物等(農機具庫、温室等)を設置しないこと。栽培に必要な簡易型のビニールハウス等を設置したい場合は、管理者に相談すること。

### (使用の取消)

#### 第7条

- 1 使用者が良好な農園管理を行わない場合、管理者は使用許可を取り消すことができるものとする。この場合、使用料は返還しない。
- 2 使用期間の途中で農園の使用を終了したい場合は、施設使用取消届(様式第4号(その2))を提出するとともに、農園の原状回復を行い、管理者の確認を受けなければならない。この場合、使用料は返還しない。

### (使用者が受けた損害)

第8条 管理者は、使用者が受けたいかなる損害に対してもその責を負わない。

### (使用者による損害)

第9条 使用者が施設及び施設に付属する備品等に損害を与えた場合、使用者の責任において補修し、管理者の確認を受けなければならない。

### (補則)

第10条 この規約のほか、市民農園使用に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規約は平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は平成23年2月1日から施行する。